

# **令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率等について**



# 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

## ■健全化判断比率等の公表等■

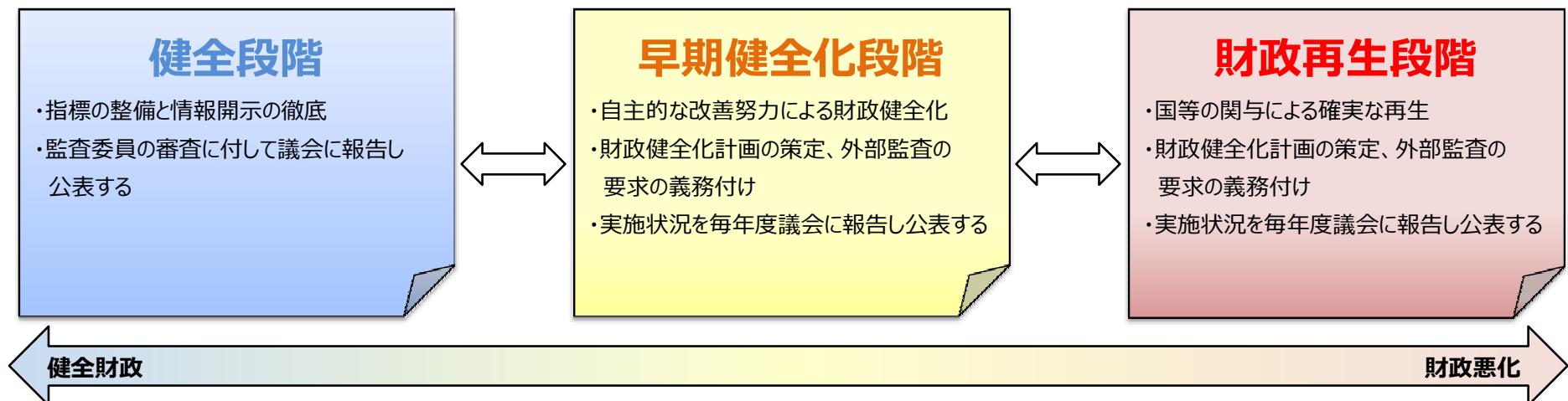
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の長は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びに公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に對し公表することが義務付けられました。

## ■財政の早期健全化及び財政の再生■

健全化判断比率により「健全段階」、「早期健全化段階」、「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合(健全化判断比率が「早期健全化基準」や「財政再生基準」を超えた場合)は、財政健全化、再生に向けた計画の策定や外部監査の実施などが義務付けられます。

## ■公営企業の経営の健全化■

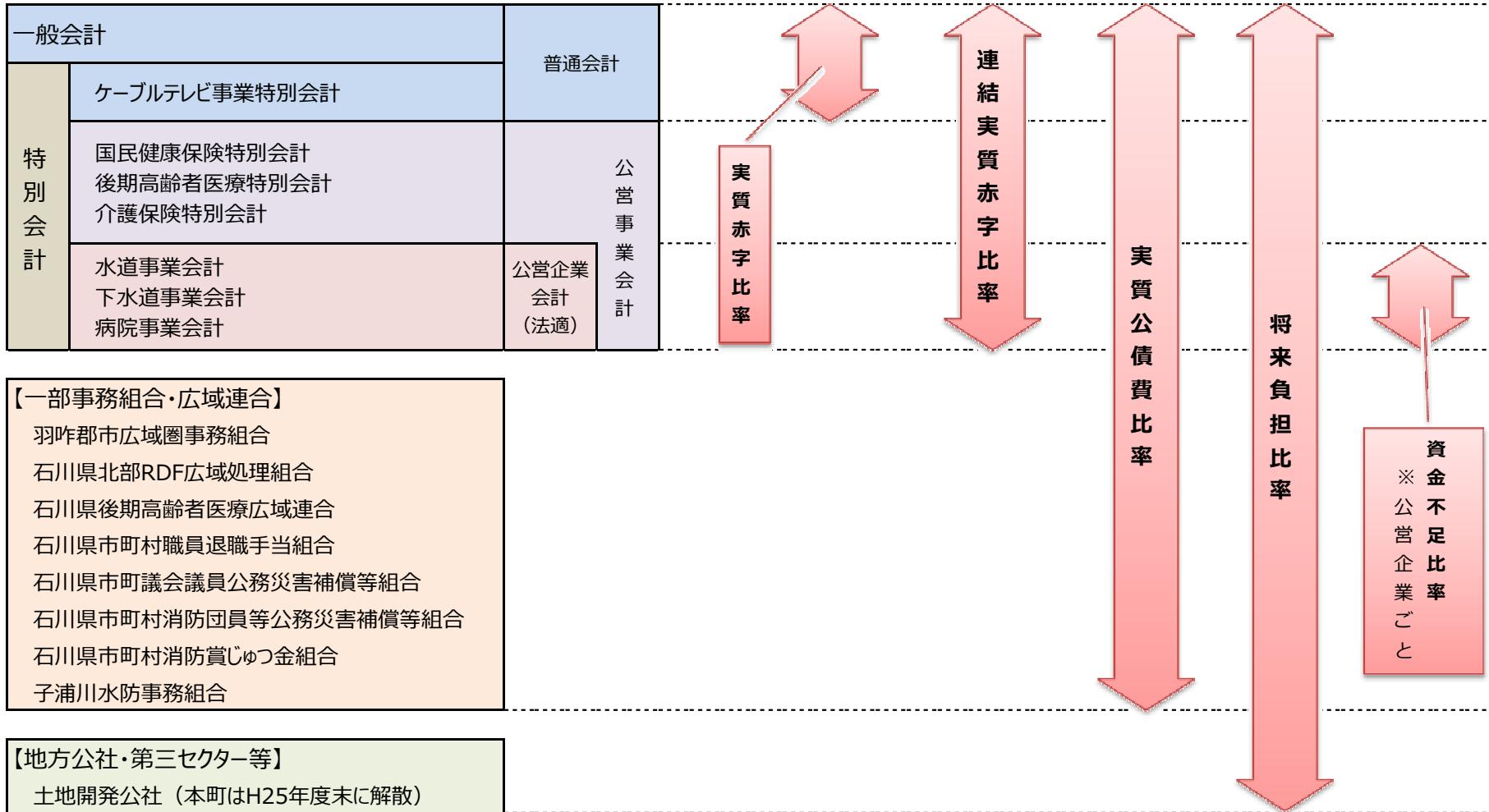
公営企業の資金不足比率が経営健全化基準である20%以上となった場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。



## 健全化判断比率の各指標

指標名	説 明
<b>実質赤字比率</b>	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。 ※黒字の場合は、表示されません。
<b>連結実質赤字比率</b>	すべての会計の赤字と黒字を合計し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すものです。 ※黒字の場合は、表示されません。
<b>実質公債費比率</b>	借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。小さければ小さいほど健全な財政運営であると言えます。 ※実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に県知事等の許可が必要です。
<b>将来負担比率</b>	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。なお、将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。
<b>資金不足比率</b>	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

## 健全化判断比率等の対象



# 健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果（1）

## 1 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 (3ヵ年平均)	将来負担比率
H19決算	—	—	18.7	293.6
H20決算	—	—	20.2	281.5
H21決算	—	—	20.9	240.0
H22決算	—	—	21.3	217.8
H23決算	—	—	21.0	199.1
H24決算	—	—	20.2	170.9
H25決算	—	—	18.6	144.3
H26決算	—	—	16.9	141.9
H27決算	—	—	14.5	108.2
H28決算	—	—	12.9	97.2
H29決算	—	—	10.7	60.9
H30決算	—	—	8.0	35.3
R1決算	—	—	6.2	23.8
R2決算	—	—	5.2	27.1
R3決算	—	—	6.5	24.3
早期健全化基準	14.70	19.70	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率で赤字額がない場合は「—」と表記しています。

(参考) 単年度の実質公債費比率

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
単年度比率	19.9	21.4	21.4	21.0	20.4	19.3	16.1	15.4	12.2	11.2	8.7	4.0	6.1	5.6	7.9

## 健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果（2）

### 2 資金不足比率

	水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
H19決算	—	—	—
H20決算	—	—	—
H21決算	—	—	—
H22決算	—	—	—
H23決算	—	—	—
H24決算	—	—	—
H25決算	—	—	—
H26決算	—	—	—
H27決算	—	—	—
H28決算	—	—	—
H29決算	—	—	—
H30決算	—	—	—
R1決算	—	—	—
R2決算	—	—	—
R3決算	—	—	—

※資金不足額がない場合は「—」と表記しています。

経営健全化基準

20.0



健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも「早期健全化基準」および「経営健全化基準」を下回っています。

(参考資料) 健全化判断比率に関する算定様式

## 総括表① 健全化判断比率の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
173860	石川県	宝達志水町	-	-	6.5	24.3

団体区分 5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	14.70	19.70	25.0	350.0
5,492,075	232,171	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

団体名 石川県宝達志水町

会計名		実質収支額
一般会計等に属する特別会計	一般会計	752,178
	宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計	0
	小計	752,178
標準財政規模		5,492,075
実質赤字比率 (%)		-13.69

(分母比)  
13.7

会計名		実質収支額
公営企業に係る特別会計以外の会計	宝達志水町国民健康保険特別会計	2,725
	宝達志水町介護保険特別会計	902
	宝達志水町後期高齢者医療特別会計	1,952

(分母比)  
13.7  
100.0

会計名		資金不足・剩余额
法適用企業	宝達志水町水道事業会計	509,684
	宝達志水町下水道事業会計	263,461
	宝達志水町病院事業会計	836,091
合計		2,366,993
標準財政規模(再掲)		5,492,075
連結実質赤字比率 (%)		-43.09

(分母比)  
9.3  
4.8  
15.2※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、  
「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。43.1  
100.0  
※

### 総括表③ 実質公債費比率の状況(令和3年度決算)

Ver.03.00

団体名 石川県宝達志水町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等を除く)（3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記）	積立不足額を考慮して算定した額（3①表 「エ」欄の数値を転記）	満期一括償還地 方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額)（3①表 「ウ」欄の数値を転記）	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償 還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金	一部事務組合等の起きた地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額に算入された元利償還金及び準 元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方 債の元利償還額を基礎として算入されたものに 限る)
令和元年度	964,098			439,369	29,424			18,095	296,722	829,423	37,421
令和2年度	959,370			405,485	43,750			16,889	274,141	841,000	39,309
令和3年度	963,109			462,844	44,261			79,086	266,125	732,897	42,234

	(12) 標準税収入額等	(13) 普通交付税額	(14) 臨時財政対策債 発行可能額	(15) 地方財政法第5 条の第3項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3ヵ年平均)
令和元年度	2,369,662	2,769,611	165,842		6.06609	6.5
令和2年度	2,320,162	2,887,766	187,213		5.59498	
令和3年度	2,237,136	3,022,768	232,171		7.86085	

(参考)

## 将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
6,969,028	0	5,627,525	290,978	1,016,375	0	0	0	0	0	0	0
(分母比)	157	126	7	23							

## 充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
2,439,478	198,603	0	10,183,918
(分母比)	55	5	229

